

改正

平成21年3月6日条例第4号

平成25年3月14日条例第17号

平成25年4月18日条例第27号

伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、伊賀市障がい者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 自立支援協議会は、法第77条第1項第3号に基づく相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な議論の場とし、合わせて伊賀市障がい福祉計画及び伊賀市障がい者福祉計画の進捗状況の確認及び評価を行うものとする。

(組織)

第3条 自立支援協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい関係団体の代表
- (2) 市民関係団体の代表
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用関係者又は企業の代表者
- (7) 市民から公募した者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

- 3 委員の再任は、妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 自立支援協議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、自立支援協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 自立支援協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 自立支援協議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 自立支援協議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 自立支援協議会に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 自立支援協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、自立支援協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月6日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。(後略)